## 第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために 重要と認められる情報の項目

【不動産】 <金融商品取引業等に関する内閣府令第306条第1項第9号イ>

	情報の項目
1	発行総額、トランシェ毎の発行額
2	格付
3	基本スキーム
4	発行日
5	法定最終償還日
6	予定償還日または予定償還スケジュール等
7	利率・予定配当率(逆鞘が発生する場合のみ)
8	償還方法
9	仕組み上の主たるリスクの所在
10	流動性·信用補完措置
11	裏付資産の概要
12	裏付資産に関する情報
13	裏付資産のキャッシュフロー